

平塚市ふじみ野 1 丁目付近配水管改良  
工事 (D B 方式)  
要求水準書

令和 5 年 6 月

神奈川県企業庁平塚水道営業所

## 目次

第1章 基本事項.....	1
1 事業概要 .....	1
(1) 対象業務 .....	1
2 本工事实施に当たっての留意事項 .....	1
(1) 業務の第三者への発注 .....	1
(2) 秘密の保持及び個人情報の保護.....	1
3 関係法令及び基準・仕様等 .....	2
第2章 要求水準.....	3
1 本工事に係る要求水準 .....	3
(1) 一般事項 .....	3
(2) 設計業務 .....	3
(3) 工事監理業務.....	6
(4) 施工業務 .....	7

別紙4 特記仕様書一式

## 第1章 基本事項

平塚市ふじみ野1丁目付近配水管改良工事(DB方式)要求水準書(以下「要求水準書」という。)は、「平塚市ふじみ野1丁目付近配水管改良工事(DB方式)」(以下「本工事」という。)を遂行するにあたり、神奈川県企業庁平塚水道営業所(以下「水道営業所」という。)が、事業者を求める業務の水準(以下「要求水準」という。)を示すものである。

水道営業所は、事業者を選定する審査条件として、要求水準書を用いる。また、事業者は、本工事の事業期間にわたって要求水準を遵守しなければならない。水道営業所による業務監理により事業者が要求水準を達成できないことが確認された場合は、別に定める設計業務委託契約、工事監理業務委託契約及び施工業務契約に基づき、対価の減額又は契約解除の措置がなされる。

なお、要求水準書は、本工事の目的達成に必要な基本的要求事項について定めるものであり、要求水準書に明記されていない事項であっても、本工事の目的達成のために当然必要と考えられる事項は事業者の責任において調査、設計及び施工を遂行すること。

### 1 事業概要

#### (1) 対象業務

本工事の対象業務は「第2章 要求水準」に記載のとおりである。また、原則として(※)神奈川県企業庁の仕様に基づき実施するものとするが、仕様書の主旨、意図を理解した上で事業期間中において、事業者の創意工夫等により同等以上の水準の確保を前提とした業務の改善提案があった場合には、協議の上取り入れることも可能とする。

(※)「原則として」とは、法令や基準等遵守すべき事項を除いて創意工夫による業務改善を期待するものであり、仕様通りを行うことを期待するものではない。第2章における記載も同様。

なお、事業者は各業務の実施にあたり、合理的な説明が可能となるよう長期的視点をもって業務に努めること。

### 2 本工事实施に当たっての留意事項

#### (1) 業務の第三者への発注

事業者は、本工事の全部若しくはその主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

#### (2) 秘密の保持及び個人情報の保護

事業者は、本工事实施の際に知り得た業務上の情報等を第三者に漏らしてはなら

ない。また、個人情報保護の重要性を認識し、神奈川県個人情報保護条例を遵守し、この事業実施に当たり知ることのできた他人の個人情報を漏らしてはならない。

なお、このことについては、事業終了後も同様に対応する。

### 3 関係法令及び基準・仕様等

事業者は、本工事を実施するに当たり、神奈川県県営上水道条例（昭和29年神奈川県条例第11号、その後の改正を含む。）その他次の例示を含め関係法令、基準・仕様等、積算基準について、遵守又は準拠しなければならない。

#### ○主な遵守する関係法令（その後の改正を含む。）

- 水道法（昭和32年法律第177号）
- 下水道法（昭和33年法律第79号）
- 建築基準法（昭和25年法律第201号）
- 都市計画法（昭和43年法律第100号）
- 河川法（昭和39年法律第167号）
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- 自然公園法（昭和32年法律第161号）
- 道路法（昭和27年法律第180号）
- 道路交通法（昭和35年法律第105号）
- 建設業法（昭和24年法律第100号）
- 消防法（昭和23年法律第186号）
- 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
- 地球温暖化対策の促進に関する法律（平成10年法律第117号）

#### ○基準・仕様等

- 水道施設設計指針（日本水道協会）
- 水道維持管理指針（日本水道協会）
- 水道施設耐震工法指針・解説（日本水道協会）
- 水理公式集（土木学会）
- 水道工事標準仕様書（神奈川県企業庁）
- 給水装置工事設計施行基準・解説（神奈川県企業庁）
- 測量・調査・設計業務委託共通仕様書（神奈川県県土整備局）
- 特記仕様書一式（別紙4）

#### ○積算基準

- 水道工事積算基準及び標準歩掛表（神奈川県企業庁）
- 土木工事標準積算基準書（土木工事編）〔1〕〔2〕（神奈川県県土整備局）

積算参考資料(土木工事編)(神奈川県県土整備局)

土木工事標準積算基準書(電気・機械編)(神奈川県県土整備局)

設計業務等標準積算基準書(神奈川県県土整備局)

積算参考資料(計画・調査編)

水道事業実務必携(全国簡易水道協議会)

工事監督支援業務積算基準(国土交通省)

ただし、法令以外の基準、規定、仕様、マニュアル等の内容については、必要に応じ水道営業所と事業者において協議を行う。

## 第2章 要求水準

### 1 本工事に係る要求水準

業務の実施に当たっては、水道営業所と協議の上、近隣の関係行政機関等と協調し、適切な実施体制で臨むこととする。

#### (1) 一般事項

ア 各業務においては、技術提案内容に沿って実施すること。

イ 工事にあたっては、通行者の安全性及び利便性を十分確保するとともに、騒音、振動等による環境への悪影響を防止するため、施工方法(工事に必要な仮設を含む)等についても十分に検討の上実施すること。

ウ 工事は、安全かつ周辺環境に与える影響を抑えた工法を採用すること。特に土砂崩壊、騒音、振動等による建物、門、塀等の被害、井戸の枯渇等の補償事案が生じないように仮設、施工計画等において万全な対策を実施すること。

エ 既設管の断水を伴う連絡及び配水ルート切替時においては、断水方法を十分検討すること。

オ 断水、通水及び洗管は水道営業所で実施するものとし、事業者は作業の補助を行うこと。ただし、給水管の付替に伴う戸別の断水は除く。

カ 工事において支障となる樹木の伐採、支障物の移転等の必要が生じた場合は、水道営業所と協議のうえ、対応すること。

キ 路面復旧(本復旧)は、道路管理者と協議のうえ、施工すること。

ク 工事完成までの施工現場の維持管理は、事業者が行うものとする。

#### (2) 設計業務

##### ア 一般事項

(ア) 設計企業は、技術提案書、要求水準書及び「第1章3 関係法令及び基準・仕様等」に基づき水道営業所と協議のうえ、設計業務を行い本工事の実施及び維持管理に必要な図書を作成するものとする。

- (イ) 事業者は設計業務の遂行にあたり、協議の内容についてその都度書面(打合せ簿)に記録し、相互に確認する。事業者は、水道営業所に対し設計業務の進捗状況を定期的に報告するものとする。水道営業所は、設計業務の進捗状況及び内容について随時確認できるものとする。水道営業所が設計内容に関する説明を対外的に行う場合、水道営業所の要請に応じて説明用資料を作成するとともに、必要に応じて説明に協力するものとする。

#### イ 設計条件

- (ア) 管路の設計水圧について最小動水圧は0.25MPa以上を確保すること。なお異形管防護に使用する設計水圧は、1.3Mpa(静水圧0.74Mpa+水撃圧0.55Mpa)とする。
- (イ) 管路の口径は十分な配水量が確保でき、かつ経済的な口径とする。なお、口径は水道営業所と協議し決定すること。
- (ウ) 使用する管種は原則として、直管異形管ともにGX形ダクタイル鋳鉄管及びS50形ダクタイル鋳鉄管とすること。なお、管路更新に伴う給水管の付替に使用する管種については「給水装置工事設計施行基準・解説(神奈川県企業庁)」によること。
- (エ) 埋設管の土被りについて、原則浅層埋設とし最低土被りは道路管理者と協議すること。土被りを変更しなければならない時は、水道営業所及び道路管理者と協議のうえ決定すること。
- (オ) 仕切弁、排水設備の設置は、断水等の維持管理を考慮した配置とすること。
- (カ) 公道内における廃止となる水道管については、給水管及び付随する弁栓類を含め、原則として全て撤去すること。
- (キ) 計画水道管の布設工法及び占用位置の選定については、新規占用箇所の土地状況、廃止となる水道管の撤去方法、他道路占用物との位置関係などに留意し、施工性、安全性及び将来の維持管理を考慮し水道営業所、道路管理者と協議のうえ決定すること。
- (ク) その他設計詳細については、水道営業所と協議し決定すること。

#### ウ 調査

##### (ア) 地下埋設物調査

設計対象区域において、事業者が必要な資料収集及び現地調査を行ったうえ設計を行う。やむを得ず移設が生じる場合は水道営業所と調整したうえで、関係機関と協議し、設計に反映すること。

(イ) 現地調査

設計対象区域において、土地利用、道路状況、水路状況等現地を十分に踏査し確認しなければならない。

(ウ) 貸与資料

本工事対象施設における管路情報図、竣工図、給水台帳及び現況の管網計算結果等を貸与する。

※貸与資料に記載された情報については、現地と相違する場合があるため、注意すること。

(エ) 試掘調査

試掘調査は、必要となる試掘箇所について水道営業所と協議のうえ行うこと。

エ 設計図書作成

(ア) 設計図書の作成は、「第1章3 関係法令及び基準・仕様等」の積算基準等に基づき行うとともに、その根拠資料をとりまとめること。

(イ) 事業者は、照査計画を業務計画書に記載すること。また、設計成果品のとりまとめは工事の品質確保に努めるとともに、誤りがないよう照査技術者が照査を実施し、照査報告書を作成すること。

オ 設計に伴う各種申請等

本工事に必要な各種申請の書類は事業者の自己責任において作成し提出すること。また、水道営業所により提出する必要があるものについては、事業者にて書類作成を行うこと。

カ 成果品の提出

(ア) 事業者は設計業務に対して次の図書を水道営業所に提出すること。仕様、部数、様式等は水道営業所の指示に従うこと

- 報告書
- 設計図面
- 数量計算書
- 単価入り内訳書(一位単価含む)、単価抜き内訳書(一位単価含む)
- 積算資料
- 打合せ議事録(関係機関協議含む)
- 埋設物調査資料

○照査報告書

- (イ) 成果品の作成期間は110日間とし、技術提案書により期間についての提案をした場合は、その期間について水道営業所と協議すること。
- (ウ) 業務着手届、完了届、テクリス登録等、業務手続きに必要な書類を作成し水道営業所に提出すること。

(3) 工事監理業務

ア 工事監理業務対象

設計企業は、設計業務成果品の内容に基づき施工業務の工事監理を行うこと。また、当初設計の内容に変更が生じた場合は、「募集要項 別紙3リスク分担表」に基づき、水道営業所と協議のうえ必要に応じて設計の変更を行うものとする。

イ 業務の範囲

- (ア) 設計企業は、「表-1」に示す業務内容を実施するものとする。  
なお、現場への常駐は要しない。(宿泊は見込まない)
  - (ウ) 設計企業が確認を行った現場に関する書類等について、随時、水道営業所へ報告、提出を行うこと。
  - (エ) 設計企業は、変更に伴う単価入り内訳書(一位単価含む)、単価抜き内訳書(一位単価含む)を作成すること。
- ウ 設計企業は、中立性を保持しなければならない。



表－1

内容
全体会議
工事内容・工程の審査
定例会議
出来形の確認・出来高検査の立会
工事完了の確認・竣工検査の立会
工事関係書類の確認
各種届出・申請書の作成
施工プロセスの確認
施工計画書等の確認
施工体制台帳の確認
品質管理項目の確認
進捗状況、施工スケジュール報告
工程監理、施工監理等技術的監理全般
変更設計書の作成

エ 業務着手届、完了届等業務手続きに必要な書類を作成し水道営業所へ提出する。

オ 成果品については、下記のとおりとする。

- 会議報告書
- 工事と設計図書との照合及び確認審査報告書
- 工事関係書類審査報告書
- 履行報告書
- 打合せ記録簿
- 変更設計書
- その他、調査職員の指示する資料

**(4) 施工業務**

ア 施工業務対象

施工企業は、設計成果品の内容に基づき、施工業務を行うものとする。

イ 業務の実施に当たっては、「第1章3 関係法令及び基準・仕様等」に基づくこと。

ウ 工事施工の範囲

- (ア) 施工企業は、工事を自己の責任において施工するものとする。
- (イ) 工事の施工にあたり、近隣住民に工事説明を行うこと。
- (ウ) 工事の施工に伴う工事用電力や現場事務所、作業ヤード等の土地使用に伴う費用については事業者の負担とする。
- (エ) 施工企業は、工事着手前に施工計画書（工事全体工程表を含む）を作成し、工事監理業務管理技術者に提出して確認を受けること。
- (オ) 施工企業は、上記の工事全体工程表記載の日程に従い、工事に着手し、工事を施工するものとする。
- (カ) 統括管理技術者は、本工事全体のマネジメントを行うものとし、設計業務管理技術者、工事監理業務管理技術者、現場代理人及び主任技術者等との相互調整を行い本工事の推進を図ること。
- (キ) 施工企業は、工事監理業務管理技術者に対し、工事の進捗状況を定期的に報告して確認を受けること。
- (ク) 施工企業は、その他の工事と近接する場合は調整を行い施工すること。
- (ケ) 業務着手届、完了届、コリンス登録等業務手続きに必要な書類を作成し工事監理業務管理技術者が確認すること。
- (コ) 施工企業は、施工に際し断水作業等が必要となった場合には、断水作業計画書を作成すること。なお、断水、充水及び通水作業時には補助を行うこと。  
ただし、給水管の付替に伴う戸別の断水は除く。
- (サ) 施工企業は、工事により起因した苦情等は速やかに対応し、その都度工事監理業務管理技術者と調整のうえ、水道営業所に報告すること。
- (シ) その他事項については、「水道工事標準仕様書(神奈川県企業庁)」に準ずること。

エ 品質、出来形、写真管理等

写真管理、出来形管理、品質管理、段階確認項目については、「水道工事標準仕様書(神奈川県企業庁)」によること。

オ 工程管理及び施工管理

施工企業は、工事の進捗状況を管理・記録・把握するとともに、工事監理業務管理技術者に毎日報告し、確認を受けること。また、水道営業所が進捗状況の確認を行う場合は協力すること。

カ 工事関係書類

工事関係の提出書類は「水道工事標準仕様書(神奈川県企業庁)」に準じ、工事監理業務管理技術者に提出し確認を受けること。なお、業務完了時は将来において維持管理出来るよう成果品の作成を行い工事監理業務管理技術者に提出し確認を受けること。

キ 設計変更

当初設計の内容に変更が生じた場合は、水道営業所と工事打合簿等により協議すること。

ク 施工時期

- (ア) 施工日は月曜日から金曜日までとし、土曜日、日曜日、祝日の公道における作業は原則として認めない。やむをえず実施する場合は、工事監理業務管理技術者と調整のうえ、水道営業所と協議すること
- (イ) 施工時間は、原則昼間作業とし、道路使用許可書の許可条件を厳守すること。施工時間には準備、後片付けを含むものとする。やむをえず上記時間帯を越える場合は、施工企業は自己の責任において所轄警察署、地域住民（自治会等含む）等関係者へ、その旨を連絡すること。

ケ 安全対策

災害及び事故が発生した場合は、人命の安全確保を優先するとともに、二次災害の防止に努め、直ちに関係機関に通報及び水道営業所に連絡しなければならない。

また、その経緯を当日中に工事監理業務管理技術者と調整のうえ、水道営業所に報告すること。

コ その他

施工企業は、水道営業所との立会等が必要な場合は、工事監理業務管理技術者と調整のうえ、水道営業所へ連絡すること。

**【本工事に関する問合せ先】**

神奈川県企業庁平塚水道営業所 管理・料金課

〒254-0073 神奈川県平塚市西八幡 1 - 3 - 1 (平塚合同庁舎内)

電話：(0463)73-6122(代表)

FAX：(0463)21-4649

URL：<https://www.pref.kanagawa.jp/div/3115/>